2026（令和8）年度

玖珠町人権を考える町民のつどい

日　時　2026（令和8年）12月9日（水）

入場無料

開　　場／午後6時30分
開　　演／午後6時45分
終了予定／午後8時40分



ところ　くすまちメルサンホール
（玖珠町大字岩室24番地の1）
※駐車場に限りがありますので、乗り合わせでのご来場にご協力ください。

内　容
1.「差別をなくす人権標語」表彰式
2. 人権講演　午後7時20分　頃から（80分）

演　題　「なぜ部落差別について学ぶの？」
～差別する人がいなければ、差別をされる人はいなくなる～

講　師　本江（もとえ）　優子（ゆうこ）さん
（公財）反差別・人権研究所みえ（愛称：ヒューリアみえ）　事務局次長

講師 プロフィール

「反差別・人権研究所みえ」の前身である「反差別国際会議みえIMADR-MIE＝イマダーミエ）」で、部落差別を中心に人権に関するさまざまな差別問題に携わり、その問題解決に向けて人権啓発に取り組む。

2022年5月、各地でさまざまな立場や形で部落問題の解決に向けて取り組む5名での共著「部落の私たちがリモートで好き勝手にしゃべってみた。」という著書や、同年6月、インターネットテレビ局アベマのニュースチャンネル「ABEMA Prime」にも出演し、部落差別について自身の被差別体験などを語る。

玖珠町・玖珠町教育委員会・玖珠町人権・部落差別解消教育啓発推進協議会

お問い合わせ：人権確立・部落差別解消推進課 ☎0973-72-0886

12 月 4 日から 10 日は「人権週間」です

1948 年 12 月 10 日、国際連合第 3 回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。
採択日である 12 月 10 日を「人権デー」と定め、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」として、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

（法務省 HP　人権週間）

施行10年　人権３法をご存じですか？

「障害者差別解消法」（2016.4.1施行）

すべての国民が、障がいの有無によってわけへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けて、2016年に施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

（内閣府　HP）

「ヘイトスピーチ解消法」（2016. 6.3 施行）

近年、特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化していることから、２０１６年に施行されました。外国人の人権問題について確かな認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切です。

（法務省　HP）

「部落差別解消推進法」（2016. 12. 16施行）

この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許さない。解消することが重要な課題」として2016年に施行されました。また、地方自治体の責務として、国と連携し、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとしています。

【部落差別解消推進法】

（玖珠町 HP）

【ネットと部落差別】

（大分県 HP　啓発動画）

12 月 10 日から 16 日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006 年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

（法務省 HP）